

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和5年(2023年)



## 目 次

議案第 1 号	鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
議案第 2 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分の承認について……………	7
議案第 3 号	市道路線の廃止について……………	20
議案第 4 号	市道路線の認定について……………	23
議案第 5 号	建物収去・建物退去土地明渡請求事件の一部被告らとの和解について	26
議案第 6 号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
議案第 7 号	鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 8 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 9 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
議案第 10 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
議案第 11 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	42
議案第 12 号	鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	46
議案第 13 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）……………	48
報告第 1 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	53
報告第 2 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	54
報告第 3 号	行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決の報告について……………	55
報告第 4 号	継続費の逡次繰越しについて……………	68
報告第 5 号	繰越明許費について……………	70
報告第 6 号	事故繰越しについて……………	74
報告第 7 号	繰越額使用計画について……………	77



議案第 1 号

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和5年（2023年）5月2日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年（2023年）6月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）の一部  
を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

付 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

議案第 2 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）  
に係る専決処分の承認について

次の令和 5 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 5 年（2023 年）4 月 27 日に専決処分した。

よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年（2023 年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和5年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第1号）

令和5年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,502,486千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	9,484,641	135,416	9,620,057
	10 国庫補助金	1,973,675	135,416	2,109,091
75	繰入金	3,290,501	604,370	3,894,871
	5 基金繰入金	3,220,985	604,370	3,825,355
	歳入合計	66,762,700	739,786	67,502,486

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	27,657,545	739,786	28,397,331
	5 社会福祉費	13,829,735	604,370	14,434,105
	10 児童福祉費	11,539,356	135,416	11,674,772
	歳 出 合 計	66,762,700	739,786	67,502,486



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費	千円 27,657,545	千円 739,786	千円 28,397,331
歳 出 合 計	66,762,700	739,786	67,502,486

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
135,416			604,370
135,416	0	0	604,370

2 歳 入

5 5 款 国庫支出金 135,416千円  
 1 0 項 国庫補助金 135,416千円

目	補正前の額	補 正 額	計
10 民生費補助金	千円 902,655	千円 135,416	千円 1,038,071
計	1,973,675	135,416	2,109,091

7 5 款 繰入金 604,370千円  
 5 項 基金繰入金 604,370千円

5 財政調整基金繰入金	3,078,943	604,370	3,683,313
計	3,220,985	604,370	3,825,355

節		説	明
区 分	金 額		
10 児童福祉費補 助金	千円 135,416	○新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金（10/10）	千円 135,416

5 財政調整基金 繰入金	604,370	○財政調整基金繰入金	604,370

5 5 款 国庫支出金 7 5 款 繰入金

### 3 歳 出

15款 民生費

739,786千円

5項 社会福祉費

604,370千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総務費	千円 5,324,132	千円 604,370	千円 5,928,502	千円	千円	千円	千円 604,370
計	13,829,735	604,370	14,434,105	0	0	0	604,370

15款 民生費

739,786千円

10項 児童福祉費

135,416千円

15 母子福祉費	335,149	135,416	470,565	135,416			
計	11,539,356	135,416	11,674,772	135,416	0	0	0



節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 1,620	○多様性のある福祉サービスの充実 低所得世帯支援給付金支給事業	千円 604,370
9 旅費	9		604,370
11 需用費	850		
12 役務費	9,034		
13 委託料	52,857		
19 負担金、補助 及び交付金	540,000		

1 報酬	462	○子育て家庭への支援 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	135,416
3 職員手当等	263		135,416
9 旅費	60		
11 需用費	426		
12 役務費	465		
13 委託料	3,740		
19 負担金、補助 及び交付金	130,000		

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,236 (63)	4,577,893	4,286,110	8,864,003	1,687,639	10,551,642	
補正前	1,236 (63)	4,577,893	4,284,227	8,862,120	1,687,639	10,549,759	
比較			1,883	1,883		1,883	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊 勤務 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	住居 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)	管理職 特別 勤務 手当 (千円)	児童 手当 (千円)	災害 派遣 手当 (千円)
	補正後	129,903	724,039	115,442	398,090	119,222	1,757	121,263	13,925	1,985,726	179,633		418,092	3,068	75,900	50
	補正前	129,903	724,039	115,442	396,207	119,222	1,757	121,263	13,925	1,985,726	179,633		418,092	3,068	75,900	50
	比較				1,883											

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

#### イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	1 (1,258)	1,483,422	2,566	270,595	1,756,583	172,137	1,928,720	
補正前	1 (1,257)	1,482,960	2,566	270,595	1,756,121	172,137	1,928,258	
比較	(1)	462			462		462	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊 勤務 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	住居 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職 手当 (千円)	管理職 特別 勤務 手当 (千円)	児童 手当 (千円)	災害 派遣 手当 (千円)	
	補正後		385	252	30						269,928						
	補正前		385	252	30						269,928						
	比較																

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数について外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
職員手当等	1,883	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事業 に伴う増加分	263		超過勤務手当 増減額(千円) 263
		低所得世帯支 援給付金支給 事業に伴う増 加分	1,620		超過勤務手当 1,620

議案第 3 号

市道路線の廃止について

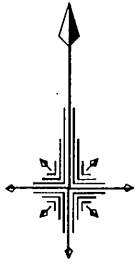
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

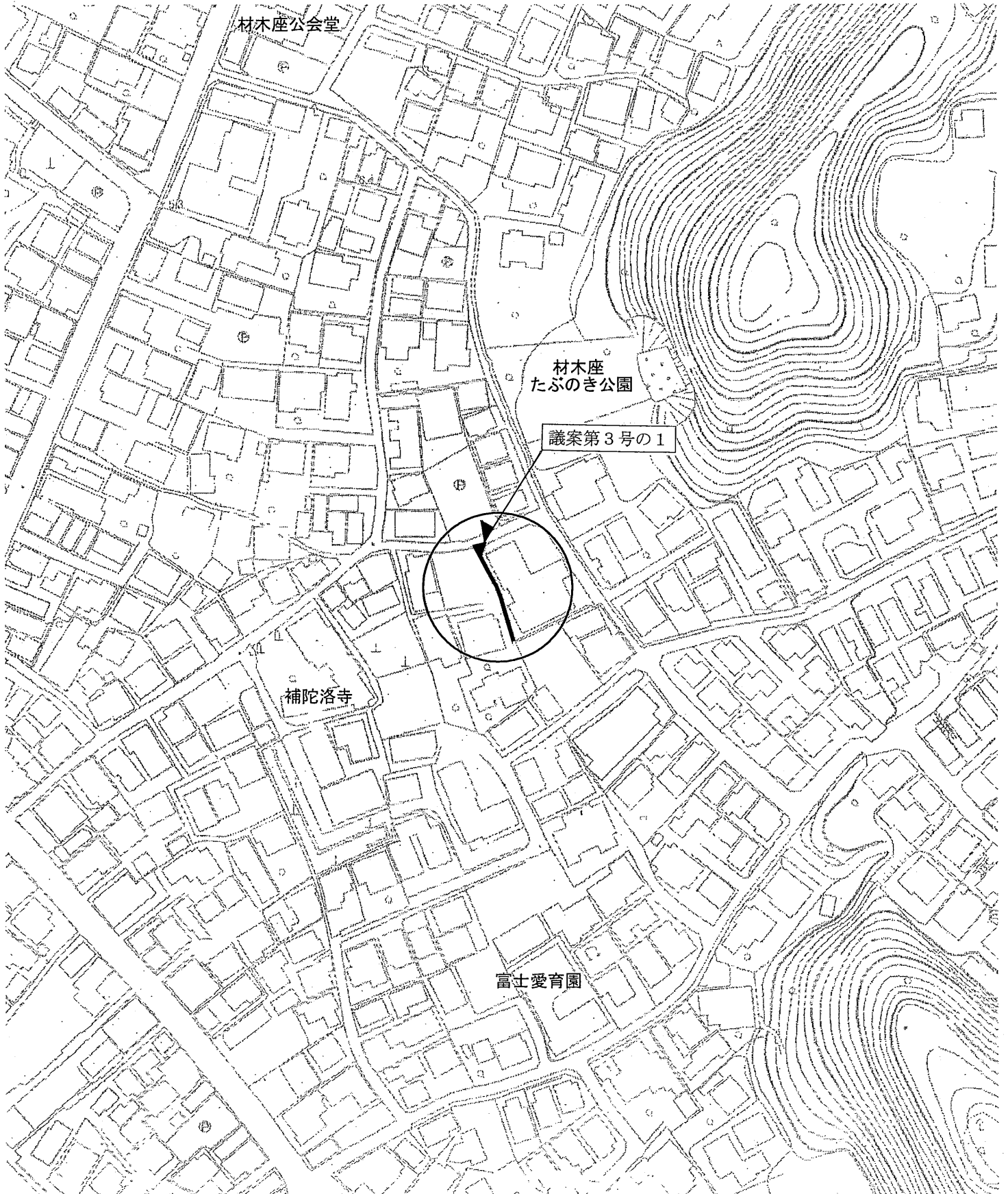
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	材木座 六丁目	657番1	材木座 六丁目	653番1	0.89～4.30	32.03	1

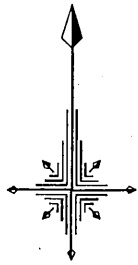


凡例  廃止箇所

# 案内図

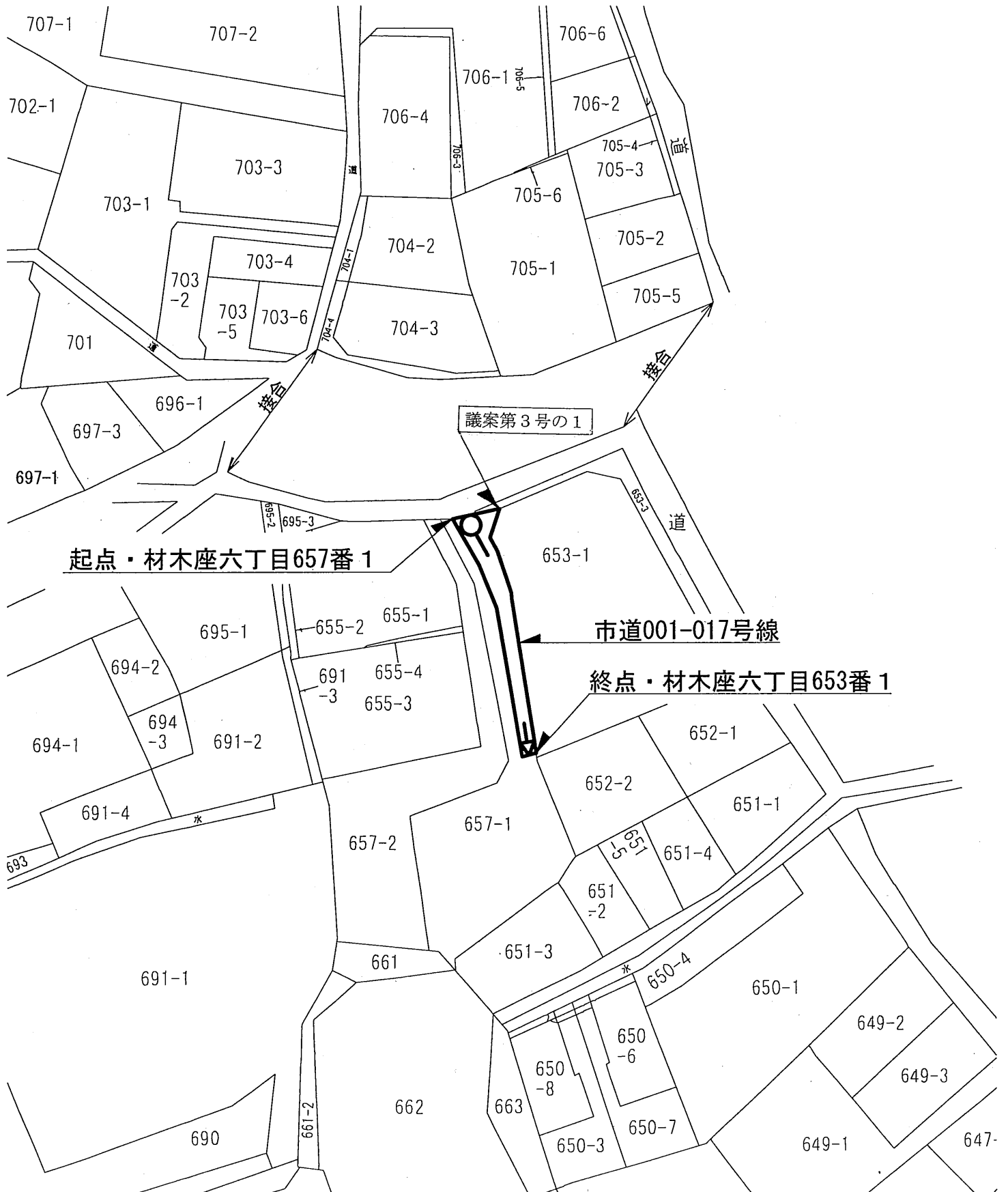
図面番号 1





# 公図写

図面番号 1



議案第 4 号

市道路線の認定について

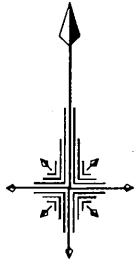
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

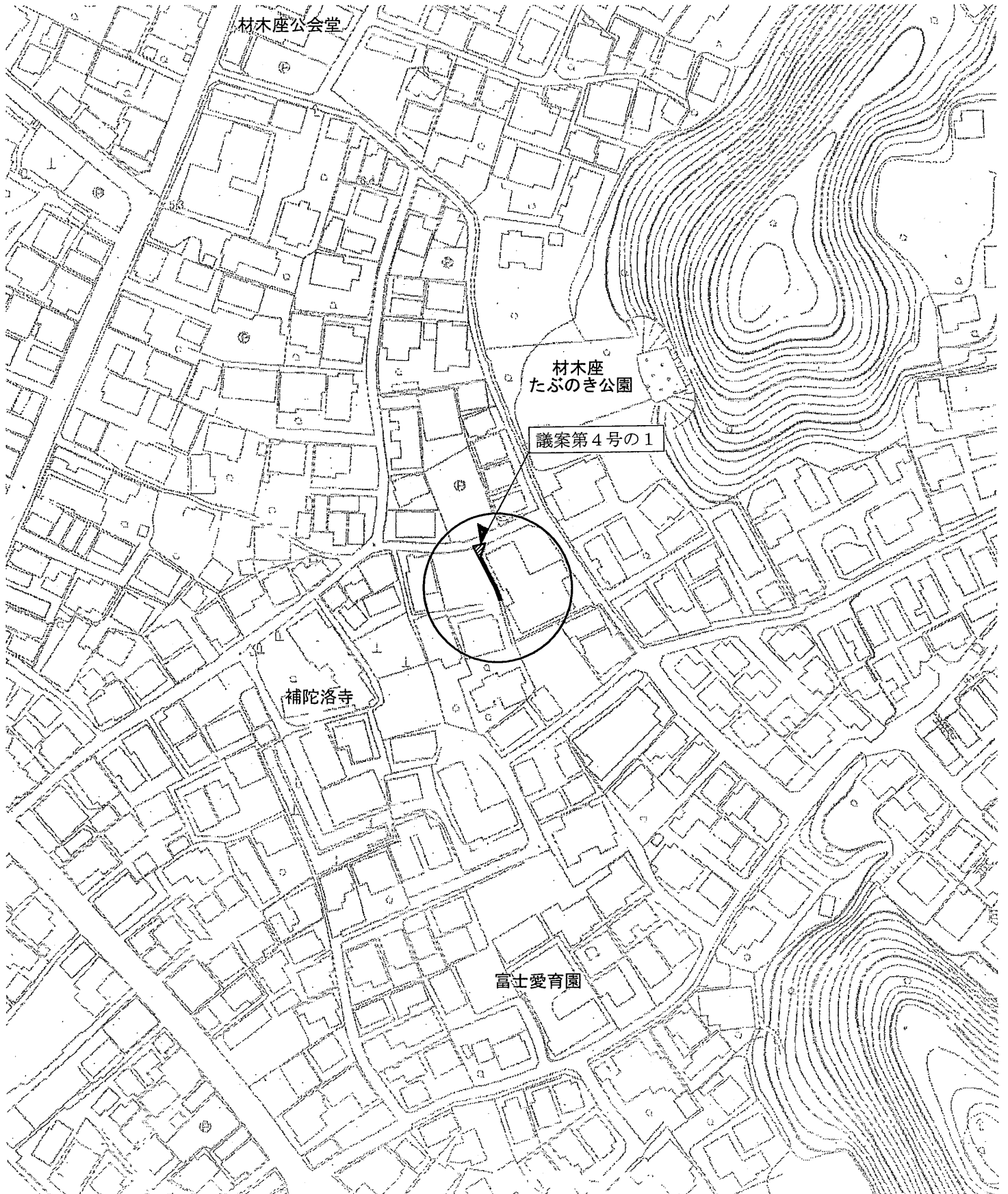
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	材木座 六丁目	657番1	材木座 六丁目	653番1	0.89～4.30	17.61	1



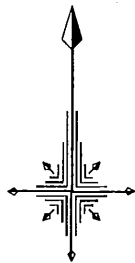
凡例  認定箇所

# 案内図

図面番号 1

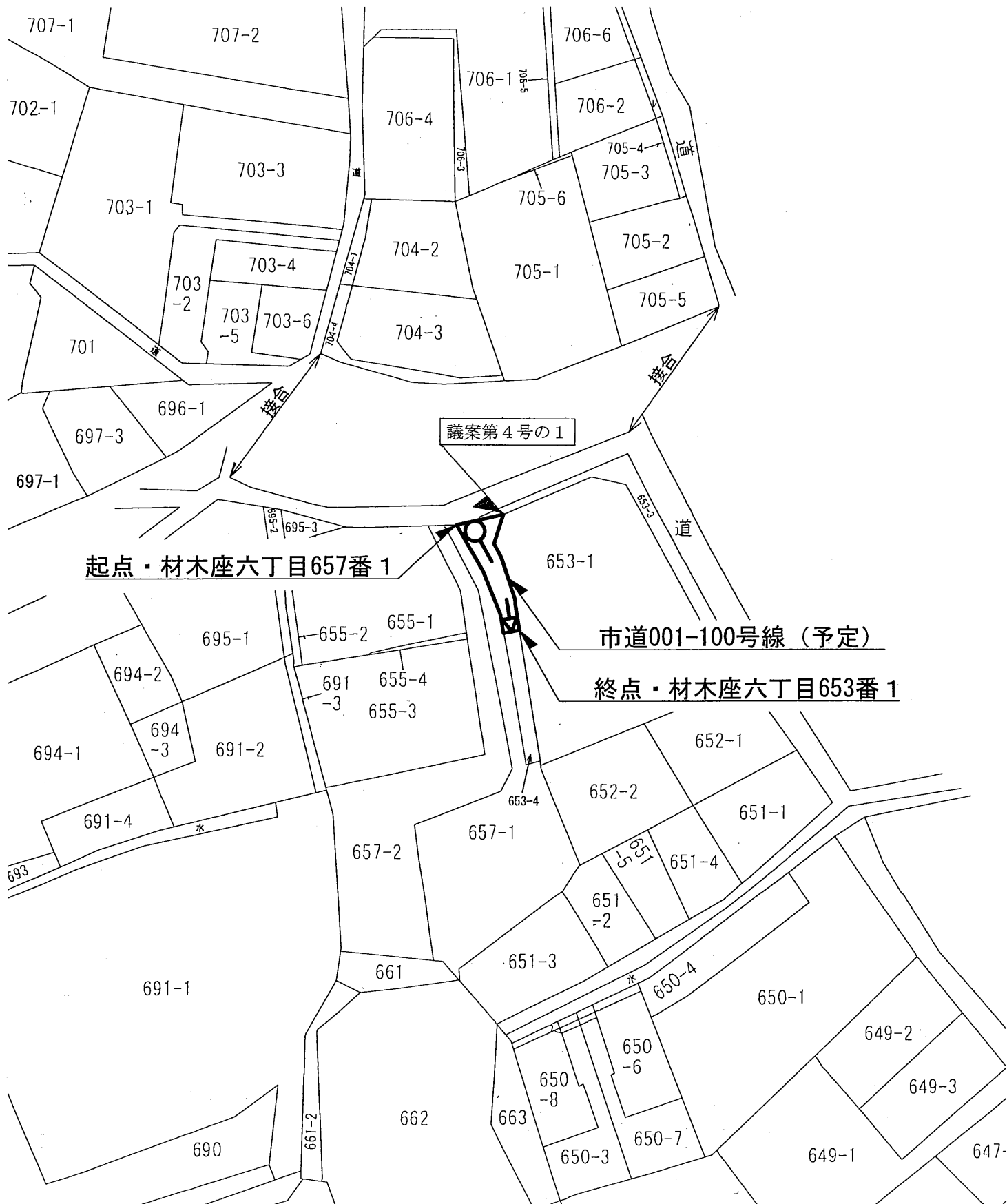






# 公図写

図面番号 1



議案第 5 号

建物収去・建物退去土地明渡請求事件の  
一部被告らとの和解について

原告鎌倉市と被告 [REDACTED] らとの間で訴訟中の、 [REDACTED]  
[REDACTED] 建物収去・建物退去土地明渡請求事件及び [REDACTED]  
[REDACTED] 建物退去土地明渡請求事件のうち、一部の被告らとの和解に  
ついて、議決を求める

令和 5 年（2023年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 [REDACTED]

2 和解の要旨

被告 [REDACTED] は、原告に対し、本件建物を収去して、本件土地  
を明け渡す。

被告 [REDACTED] は、原告に対し、本件建物から退去して、  
本件土地を明け渡す。

3 事件の概要

[REDACTED] に隣接する鎌倉市が所有及び管理している  
水路等について、建築物により不法占有がされているため、これ  
まで建物所有者及び占有者に対し、建物収去及び退去に係る文書  
勧告を郵送により複数回行ってきましたが、未だ建物収去及び退  
去がなされないことから建物収去土地明渡等を請求した。

[REDACTED] 及び同地隣接の市有地（本件土地）上に存す  
る建物（本件建物）の所有者及び占有者である被告らと市との間  
で和解に向けた協議を進めてきた。

議案第 6 号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 3 年度に減額改定した給料について、令和 8 年 3 月末まで現給保障した給料額を定年延長制度導入による給料 7 割措置に適用できるよう、必要な改正を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「応じた額」の次に「(鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第28号）付則第3項から第5項までの規定により給料を支給される職員にあつては、規則で定める額)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 5 年（2023年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

退職手当について、定年延長制度導入により生じる不利益を解消  
するため、必要な改正を行うものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「第6条の3まで」の次に「並びに附則第12項及び第13項」を加える。

第5条の2第1項中「平成26年9月条例第13号」の次に「。以下「平成26年給与改正条例」という。」を加える。

附則第5項中「第11項」を「第13項」に改める。

附則に次の2項を加える。

12 鎌倉市職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給料月額を減額された職員で、かつ、平成26年給与改正条例第1条の規定により給料月額を減額された職員（平成26年給与改正条例第1条の規定による給料月額の減額日の前日の給料月額（以下「平成26年9月減額前給料月額」という。）が特定減額前給料月額となる者に限る。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、この条例（この項及び次項の規定を除く。）の規定により計算した退職手当の基本額と次に掲げる額の合計額を比較して、その多い方をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 平成26年9月減額前給料月額を特定減額前給料月額とし、第5条の2第1項第1号の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 鎌倉市職員の給与に関する条例附則第17項の規定による給料月額の減額がされた日の前日（以下「7割措置減額日前日」という。）にその者が受けていた給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の平成26年9月減額前給料月額に対する割合

13 前項の規定により、退職手当の基本額が同項に掲げる額の合計額となる職員の7割措置減額日前日までの勤続期間が35年未満である場合にあっては、当該退職手当基本額に、退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額を加えるものとする。

(1) その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における退職日給料月額に対する割合

(2) 前項第2号アに掲げる割合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

道路運送車両の保安基準が一部改正され、新たに特定小型原動機付自転車が定義されたことにより、規定を追加するとともに、地方税法の一部改正により引用条項を整備するものである。



鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第46条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第8項第3号中「第15条第26項第1号」を「第15条第25項第1号」に改め、同項第4号中「第15条第26項第2号」を「第15条第25項第2号」に改め、同項第5号中「第15条第26項第3号」を「第15条第25項第3号」に改め、同項第6号中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同項第7号中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同項第8号中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改め、同項第9号中「第15条第43項」を「第15条第42項」に改め、同項第11号を削る。

付則第13項中「平成31年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和2年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和2年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、「、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

付則第14項及び第15項を削り、付則第16項を付則第14項とし、付則第17項を付則第15項とする。

付則第18項から第20項までを削る。

付則第21項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に改め、「、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「付則第14項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第46条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

付則第21項を付則第16項とする。

付則第22項中「第30条第8項」を「第30条第4項」に改め、「、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両

番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「付則第15項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第46条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

付則第22項を付則第17項とし、付則第23項から付則第26項までを5項ずつ繰り上げる。

#### 付 則

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第46条の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第46条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の付則第13項から第17項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 9 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設  
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設  
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関連条項を整備するもの  
である。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号」を「特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「が法第19条第1項第1号」を「が法第19条第1号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る同号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項

第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第2項中「係る法第19条第1項第1号」とあるのは「係る法第19条第1項第1号又は第2号」と、「利用している法第19条第1項第1号」とあるのは「利用している法第19条第1項第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第1号」とあるのは「係る法第19条第1号又は第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第2項中「係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「利用している法第19条第1項第1号」とあるのは「利用している法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「が法第19条第1項第1号」を「が法第19条第1号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る同号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公の施設における受益と負担の公平性や公正性の確保のため、鎌倉市都市公園の有料施設に笛田公園の駐車場を加えるほか、その他規定の整備をするものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

笛田公園	庭球場
	野球場

を

笛田公園

庭球場
野球場
駐車場

に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に定める額の端数計算については、鎌倉市道路占用条例第3条の規定の例による。

第24条第1項各号を次のように改める。

- (1) 有料公園施設（次号及び第3号に掲げるものを除く。）

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後に最初に到来する休日以外の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

- (2) 鎌倉海浜公園の駐車場

1月1日から6月30日までの日及び9月8日から12月31日までの日

- (3) 笛田公園の駐車場

12月29日から翌年の1月3日までの日

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金については、当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第25条）

有料公園施設	期 間	利 用 時 間
駐車場（鎌倉海浜公園）	7月1日から9月7日まで	8時45分から17時15分まで
庭球場及び野球場	1月4日から2月末日まで 11月1日から12月28日まで	10時から16時まで
	3月1日から5月31日まで 9月1日から10月31日まで	9時から17時まで



	6月1日から8月31日まで	8時から18時まで
駐車場（笹田公園）	1月4日から12月28日まで	7時30分から18時15分まで

備考 4月1日から10月31日までの間、野球場に限り、規則で定めるところにより、この表に定める利用時間の開始前に利用することができる。この場合において、笹田公園の駐車場にあつては、野球場の利用開始時間の30分前から利用することができる。

別表第3中「の名称」を削り、「駐車場」の次に「(鎌倉海浜公園)」を加え、同表に次のように加える。

駐車場（笹田公園）	15分以内の場合 0円
	15分を超える場合 最初の15分を超え3時間まで 300円  最初の3時間を超える時間1時間ごと 100円

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第12条及び別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 11 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な事項を定めるとともに、消防庁通知に基づき、喫煙等に関する規定を見直すとともに文言を整理するものである。

## 鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造られた、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られた、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 充電ポスト（分離型のものに限る。）

第11条の2第1項第2号中「筐体」を「筐体」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものに限る」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第23条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条の改正規定、第23条の改正規定及び第23条の2の改正規定並びに別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする改正規定並びに付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鎌倉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号

のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 12 号

鎌倉市教育センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市教育委員会の執務室移転に伴い、教育センターの位置を変更するため、必要な改正を行うものである。

鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市教育センター条例（平成13年12月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「鎌倉市御成町12番18号」を「鎌倉市御成町18番10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 13 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624,658 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,127,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

令和 5 年（2023 年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	9,620,057	374,595	9,994,652
	5 国庫負担金	7,421,239	97,713	7,518,952
	10 国庫補助金	2,109,091	276,882	2,385,973
75	繰入金	3,894,871	250,063	4,144,934
	5 基金繰入金	3,825,355	250,063	4,075,418
	歳入合計	67,502,486	624,658	68,127,144

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,218,003	72,473	8,290,476
	5 総務管理費	6,848,907	68,623	6,917,530
	10 徴税費	664,202	3,850	668,052
15	民生費	28,397,331	102,329	28,499,660
	5 社会福祉費	14,434,105	79,073	14,513,178
	10 児童福祉費	11,674,772	23,256	11,698,028
20	衛生費	6,306,105	391,595	6,697,700
	5 保健衛生費	1,801,548	374,595	2,176,143
	10 清掃費	4,223,169	17,000	4,240,169
30	農林水産業費	326,478	19,510	345,988
	5 農業水産業費	326,478	19,510	345,988
35	商工費	463,388	1,400	464,788
	5 商工費	463,388	1,400	464,788
45	土木費	8,852,217	14,201	8,866,418
	20 都市計画費	4,865,507	14,201	4,879,708
55	教育費	6,799,853	23,150	6,823,003
	5 教育総務費	2,268,442	296	2,268,738
	15 中学校費	708,092	4,444	712,536
	20 社会教育費	1,698,258	18,410	1,716,668
	歳 出 合 計	67,502,486	624,658	68,127,144

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	20 都計画市費	インクルーシブ公園改修事業	千円		千円	千円		千円
			90,200	4	36,080	104,401	4	36,080
				5	54,120		5	68,321

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	城廻市有地擁壁調査・設計事業	千円 44,715
50 消防費	05 消防費	はしご付消防自動車購入事業	213,735

報告第 1 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和3年（2021年）7月3日、鎌倉市笛田六丁目16番で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年（2023年）6月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |                                     |
|---|----------|-------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の額   | 66,110円                             |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市笛田六丁目14番12号<br>打越町内会<br>会長 椎原 克己 |
| 3 | 処分の日     | 令和5年（2023年）3月15日                    |

報告第 2 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）10月19日、鎌倉市七里ガ浜東四丁目37番で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）6月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 69,334円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <br> |
| 3 | 処分の日     | 令和 5 年（2023年）3月27日  |

報告第 3 号

行政財産を使用する権利に関する処分についての  
審査請求に対する裁決の報告について

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対し  
て、行政不服審査法第45条第1項の規定により、次のとおり却下し  
た。

よって、地方自治法第238条の7第4項の規定により報告する。

令和5年（2023年）6月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 審査請求の年月日

令和4年（2022年）7月12日

2 審査請求人等の住所及び氏名

(1) 審査請求人

[Redacted]

(2) 審査請求人代理人

[Redacted]

3 処分庁及び審査庁

鎌倉市長 松 尾 崇

4 審査請求の内容

東京電力パワーグリッド株式会社に対して行った、令和4年  
(2022年)3月15日付け鎌倉市指令み公第329号による行政財産の  
目的外使用許可処分のうち、[Redacted]緑地の支線柱1本と支  
線1本の許可の取消しを求める。

5 却下の年月日

令和5年（2023年）3月20日

6 却下の理由

審査請求人は、本件処分の取消しを求める不服申立人適格がなく不適法であるため。



裁 決 書

審査請求人

様

審査請求人代理人

様

処 分 庁

鎌倉市長

審査請求人が令和 4 年（2022 年）7 月 12 日付けで提起した同年 3 月 15 日付け鎌倉市指令み公第 329 号行政財産（土地）目的外使用許可処分の一部（                    緑地（以下「本件緑地」という。）の地上に支線柱 1 本及びこれを支える支線 1 本の各設置を許可する部分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 本件緑地は、事業者が一旦宅地開発に着手したものの、途中で開発を廃止し、自然保護や景観保護を目的に鎌倉市に寄付した土地であり、このような経緯を受けて、鎌倉市は、本件緑地を、緑地、すなわち、特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地として管理所有してきた。
- 2 本件処分は、自然的環境の保全をその目的又は用途とする行政財産である本件緑地の地上に支線柱 1 本とこれを支える支線 1 本（以下この支線柱を「本件支線柱」といい、本件支線柱とこの支線を「本件支線柱等」という。）を設置することを許可するものであり、その目的は、本件緑地の道路一本隔てて北側にある審査請求人方自宅敷地の南西角には申立外東京電力パワーグリッド株式会社（以下「申立外会社」という。）所有の電柱が建っているところ、同電柱には、北側からのみ送電線ケーブルが来ているので、本件支線柱等を設置しワイヤーで南側から引っ張ってバランスをとることにより電柱の倒壊を防ぐことにある。許可の相手方は、電気事業及び電気通信事業を営む申立外会社で、本件処分の許可期間は令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までの 1 年間であり、これまでも 1 年間を許可期間として毎年更新されてきた。

- 3 行政財産の目的外使用許可については、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第7項が、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定している。
- 4 鎌倉市長（担当課 みどり公園課。以下「処分庁」という。）は、申立外会社に対して地方自治法第238条の4第7項に基づき令和4年（2022年）3月15日付けで本件処分を行った。
- 5 審査請求人は、令和4年（2022年）4月19日に本件処分があったことを知り、同年7月12日付けで鎌倉市長（担当課 総務課。以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 6 審査庁は、本件審査請求について令和4年（2022年）7月29日付けで、審理員を指名した。
- 7 審査庁は、審理員から令和5年（2023年）3月10日付けで、審理員意見書の提出を受けた。
- 8 なお、審査請求人は、今回の審査請求に先立ち、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までを許可期間とする本件と同様の許可処分に対して本件と同様の審査請求をしていたが、これについては、審理手続中に許可期間が経過したことによって審理継続の利益がなくなったとして手続きが打ち切られて却下されている。

#### 審理関係人の主張

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、令和4年（2022年）8月19日付け証拠書類、同年10月6日付け反論書、同年12月2日付け反論書(2)、令和5年（2023年）1月12日付け反論書(3)及び同年2月9日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求人の主張は、大要次のとおりである。

自然的環境の保全をその用途又は目的とする行政財産である本件緑地の上に本件支線柱等を設置することを許可した本件処分は、「その用途又は目的を妨げない限度」を超えている点において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定する地方自治法238条の4第7項に違反する。

また、本件処分は、審査請求人の財産権、並びに、審査請求人及びその家族の景観権及び生存権を侵害している点において、処分庁に裁量権の逸脱があり、違法である。

さらに、本件緑地に本件支線柱等を設置することは都市計画法上の開発行為に当たり、都道府県知事等の許可が必要であるが、この許可がなされていない。

よって、本件処分は、違法な行政行為として取り消されるべきである。

##### 2 処分庁の主張の要旨

令和4年（2022年）9月15日付け弁明書、同年11月10日付け弁明書(2)、同年12月27日付け弁明書(3)及び令和5年（2023年）2月9日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、処分庁の主張は、大要次のとおりである。

(1) 審査請求人には、本件処分について不服申立てを行う資格（不服申立人適格）がない。

審査請求人は、本件処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たらないから、本件処分について不服申立てを行う資格（不服申立人適格）がない。

(2) 本件処分には何ら違法な点はない。

行政財産の目的外使用については、地方自治法238条の4第7項が「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定しているところ、行政財産の用途又は目的を妨げるような事情がない場合は、処分庁はその合理的な裁量判断によりその使用の許可又は不許可を判断することができ、処分庁の当該裁量判断が、許可申請に係る使用の目的、態様、必要性の内容及び程度、並びに許可した場合の弊害又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮して、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる、と解するのが相当である。

そうであるところ、まず、本件緑地の地積が約[REDACTED]平方メートルなのに対し、本件支線柱は、高さが約7メートル、幅及び奥行きがいずれも約0.6メートルに過ぎず、本件支線柱等の設置は、本件緑地上の樹木や草地の大規模な伐採を要しないものであったから、本件処分は、本件緑地が形成している良好な自然的環境を阻害するものではなく、本件緑地の「用途又は目的を妨げない」ものと認められる。

次に、本件処分に係る本件緑地の使用目的は、申立外会社による電気事業及び電気通信事業といったインフラ事業の用に供するためであるから、本件処分は、公共の福祉その他公益に寄与するものと認められる。

また、本件緑地は第2種風致地区に指定されているところ、本件支線柱の地上高は15メートル以下であり、鎌倉市風致地区条例上の基準に適合しているから、本件支線柱等が本件緑地のある区域及びその周辺の良好な風致に対して及ぼす悪影響はほぼないものと認められる。

以上の各事情を総合考慮すれば、本件処分については、重要な事実の基礎を欠くことはなく、かつ、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くこともないから、本件処分には裁量権の逸脱又は濫用はなく、何ら違法な点はない。

さらに付加すれば、本件緑地に本件支線柱等を設置することは都市計画法上の開発行為には当たらないから、開発許可がないから違法との審査請求人の批判はその前提を欠き失当である。

## 理 由

- 1 まず、審査請求人の不服申立人適格があるか、すなわち、審査請求人が本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者といえるか、について検討する。
- 2 この点について、審査請求人は、本件処分、すなわち、本件支線柱等の設置が許可されたことにより、自己の財産権、生存権、景観権という権利が侵害されたと主張してい

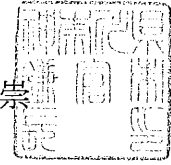
るところ、その主張の論理構成について、さらに検討してみると、「本件支線柱等は、審査請求人の自宅敷地の一面にある電柱に柱上変圧器を設置することを専らの目的として建てられたものである」(A)そして、この事実からは、「本件支線柱等と電柱と柱上変圧器は一体に存在している」(B)とすることができる。そうすると、「柱上変圧器による様々な権利侵害、すなわち、『自宅建直し時の建築制限』や『嫌悪施設(柱上変圧器のこと)が近くにあることによる自宅の不動産価格の低下』といった財産権の侵害、『柱上変圧器から出る音による睡眠障害』や『電磁波による健康被害』といった生存権の侵害、『自宅2階の窓から外の景色を見る際に柱上変圧器が目障り』といった景観権の侵害などは、こぞって本件支線柱等の設置によってもたらされたものといえる」(C)との論理運びであることが分かる。

- 3 本件支線柱等は、前述したように、電柱に北側からのみ送電線ケーブルが来ているのでワイヤーで南側から引っ張ってバランスをとることにより電柱の倒壊を防ぐことを目的として設置されたものである。柱上変圧器は重量物なので電柱の高いところに設置されることで重心が高くなり電柱が不安定になって倒れるおそれがあるので本件支線柱等で支えようとしたものであるとの考え方もあるかも知れないが、柱上変圧器が設置されていながら支線や支線柱による支えのない電柱は街中でいくらでも見かけることや、本件支線柱等は、一方向のみから、しかも、柱上変圧器が設置されたのと反対側ではない方向に引っ張るものであることに鑑みると、そのような目的はあったとしてもほんの僅かであると思われる。
- 4 そうすると、審査請求人が言うように、「本件支線柱等は、審査請求人の自宅敷地の一面にある電柱に柱上変圧器を設置することを専らの目的として建てられたものである」(A)とは言えず、したがってまた、「本件支線柱等と電柱と柱上変圧器は一体に存在している」(B)と評価することもできない。結局、本件支線柱等の設置による権利侵害と柱上変圧器の設置による権利侵害とは、これらを切り分けて考えるのが相当である。
- 5 そこで、審査請求人が権利を侵害されたと主張するもののなかから、柱上変圧器の設置による権利侵害を取り除くことにすると、本件支線柱等の設置による権利侵害として残ろうじて残るのは、審査請求人が自宅から外の景色を見た際に本件緑地の中に建っている本件支線柱等を見て目障りに感じることにについて景観権が侵害されたと言っている点だけである。しかし、この程度のことが、法律上保護された利益には当たらず、権利侵害とは言えないことは誰の目にも明らかである。
- 6 そうすると、処分庁が申立外会社に対し本件緑地に本件支線柱等を設置することを許可した本件処分によって本件緑地の周辺住民である審査請求人自身の権利ないし法律上の利益が、侵害され、あるいは、必然的に侵害されるおそれがあると主張するもののうち、認める余地のあるものは一つもないということになるから、審査請求人には不服申立人適格がないというべきであり、本案についての審理判断をするまでもなく、本件審査請求は却下を免れないものというべきである。

以上の理由により、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年(2023年)3月20日

審査庁 鎌倉市長 松尾 崇



(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として(訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 審理員意見書

令和5年(2023年)3月10日

審査庁

鎌倉市長 松尾 崇 殿

審理員 川口 政 明

審査請求人[ ](以下「審査請求人」という。)が令和4年7月12日付けで提起した、処分庁鎌倉市長が申立外東京電力パワーグリッド株式会社(以下「申立外会社」)に対して令和4年3月15日付けでした地方自治法238条の4第7項に基づく行政財産(土地)目的外使用許可処分(鎌倉市指令み公第329号)の一部分([ ]緑地の地上に支線柱1本とこれを支える支線1本の各設置を許可する部分。以下、「本件処分」という。なお、以下において、この支線柱を「本件支線柱」といい、この支線柱とこれを支える支線を合わせて「本件支線柱等」という。)の取り消しを求める審査請求につき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2章第3節の定めるところにより審理手続を行った上で、事案の概要及び審理関係人の主張につき、以下のとおり整理し、貴職がすべき裁決の理由及び結論につき、以下のとおり意見を述べる。

### 第1 事案の概要

1 [ ]緑地(以下「本件緑地」という)は、事業者が一旦宅地開発に着手したものの、途中で開発を廃止し、自然保護や景観保護を目的に鎌倉市に寄付した土地であり、このような経緯を受けて、鎌倉市は、本件緑地を、緑地、すなわち、特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地として管理所有してきた。

2 本件処分はこのように自然的環境の保全をその目的又は用途とする行政財産である本件緑地の地上に本件支線柱等を設置することを許可した。その目的は、本件緑地の道路一本隔てて北側にある審査請求人方自宅敷地の南西角には申立外会社所有の電柱が建っているところ、同電柱には、北側からのみ送電線ケーブルが来ているので、ワイヤーで南側から引

っ張ってバランスをとることにより電柱の倒壊を防ぐことにある。許可の相手方は、電気事業及び電気通信事業を営む申立外会社であり、許可期間は令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの1年間である。これまでも1年間を許可期間として毎年更新されてきた。

3 このような行政財産の目的外使用許可については、地方自治法238条の4第7項が、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定している。

4 そうしたところ、今回、審査請求人は、本件処分が違法であるとして、地方自治法238条の4第9項により、その取消を求めて審査請求に及んだ。

5 なお、審査請求人は、今回の審査請求に先立ち、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までを許可期間とする本件と同様の許可処分に対して本件と同様の審査請求をしていたが、これについては、審理手続中に許可期間が経過したことによって審理継続の利益がなくなったとして手続きが打ち切られて却下されている。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

自然的環境の保全をその用途又は目的とする行政財産である本件緑地の上に本件支線柱等を設置することを許可した本件処分は、「その用途又は目的を妨げない限度」を超えている点において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定する地方自治法238条の4第7項に違反する。

また、本件処分は、審査請求人の財産権、並びに、審査請求人及びその家族の景観権及び生存権を侵害している点において、処分庁に裁量権の逸脱があり、違法である。

さらに、本件緑地に本件支線柱等を設置することは都市計画法上の開発行為にあたり、都道府県知事等の許可が必要であるが、この許可がなされていない。

よって、本件処分は、違法な行政行為として取り消されるべきである。

## 2 処分庁鎌倉市長の主張

- (1) 審査請求人には、本件処分について不服申立てを行う資格（不服申立人適格）がない。

審査請求人は、本件処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たらないから、本件処分について不服申立てを行う資格（不服申立人適格）がない。

- (2) 本件処分には何ら違法な点はない。

行政財産の目的外使用については、地方自治法 238 条の 4 第 7 項が「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定しているところ、行政財産の用途又は目的を妨げるような事情がない場合は、処分庁はその合理的な裁量判断によりその使用の許可または不許可を判断することができ、処分庁の当該裁量判断が、許可申請に係る使用の目的、態様、必要性の内容及び程度、並びに、許可した場合の弊害又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮して、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる、と解するのが相当である。

そうであるところ、まず、本件緑地の地積が約 [REDACTED] 平方メートルなのに対し、本件支線柱は、高さが約 7 メートル、幅及び奥行きがいずれも約 0.6 メートルに過ぎず、本件支線柱等の設置は、本件緑地上の樹木や草地の大規模な伐採を要しないものであったから、本件処分は、本件緑地が形成している良好な自然的環境を阻害するものではなく、本件緑地の「用途又は目的を妨げない」と認められる。

次に、本件処分に係る本件緑地の使用目的は、申立外会社による電気事業及び電気通信事業といったインフラ事業の用に供するためであるから、本件処分は、公共の福祉その他公益に寄与するものと



認められる。

また、本件緑地は第2種風致地区に指定されているところ、本件支線柱の地上高は15メートル以下であり、鎌倉市風致地区条例上の基準に適合しているから、本件支線柱等が本件緑地のある区域及びその周辺の良い風致に対して及ぼす悪影響はほぼないものと認められる。

以上の各事情を総合考慮すれば、本件処分については、重要な事実の基礎を欠くことはなく、かつ、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くこともないから、本件処分には裁量権の逸脱又は濫用はなく、何ら違法な点はない。

さらに付加すれば、本件緑地に本件支線柱等を設置することは都市計画法上の開発行為には当たらないから、開発許可がないから違法との審査請求人の批判はその前提を欠き失当である。

### 第3 理由

1 まず、審査請求人の不服申立人適格があるか、すなわち、審査請求人が本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者といえるか、について検討する。

2 この点について、審査請求人は、本件処分、すなわち、本件支線柱等の設置が許可されたことにより、自己の財産権、生存権、景観権という権利が侵害されたと主張しているところ、その主張の論理構成について、今少し詳しくみてみると、「本件支線柱等は、審査請求人の自宅敷地の一面にある電柱に柱上変圧器を設置することを専らの目的として建てられたものである」(A)、そして、この事実からは、「本件支線柱等と電柱と柱上変圧器は一体に存在している」(B)とすることができる、そうすると、「柱上変圧器によるもろもろの権利侵害、すなわち、『自宅建直し時の建築制限』や『嫌悪施設(柱上変圧器のこと)が近くにあることによる自宅の不動産価格の低下』といった財産権の侵害、『柱上変圧器から出る音による睡眠障害』や『電磁波による健康被害』といった生存権の侵害、『自宅2階の窓から外の景色を見る際に柱上変圧器が目障り』といった景観権の侵害などは、こぞって本件支線柱等の設置によってもたらされたも

のといえる」(C)、との論理運びであることが分かる。

3 そこで検討するに、本件支線柱等は、前述したように、電柱に北側からのみ送電線ケーブルが来ているのでワイヤーで南側から引っ張ってバランスをとることにより電柱の倒壊を防ぐことを目的として設置されたものである。柱上変圧器は重量物なので電柱の高いところに設置されることで重心が高くなり電柱が不安定になって倒れるおそれがあるので本件支線柱等で支えようとしたものであるとの考え方もあるかも知れないが、柱上変圧器が設置されていながら支線や支線柱による支えのない電柱は街中でいくらでも見かけることや、本件支線柱等は、一方向のみから、しかも、柱上変圧器が設置されたのと反対側ではない方向に引っ張るものであることに鑑みると、そのような目的はあったとしてもほんの僅かであると思われる。

4 そうすると、審査請求人が言うように、「本件支線柱等は、審査請求人の自宅敷地の一画にある電柱に柱上変圧器を設置することを専らの目的として建てられたものである」(A)とは言えず、したがってまた、「本件支線柱等と電柱と柱上変圧器は一体に存在している」(B)と評価することもできない。結局、本件支線柱等の設置による権利侵害と柱上変圧器の設置による権利侵害とは、これらを切り分けて考えるのが相当である。

5 そこで、審査請求人が権利を侵害されたと主張するもののなかから、柱上変圧器の設置による権利侵害を取り除くことにすると、本件支線柱等の設置による権利侵害としてかろうじて残るのは、審査請求人が自宅から外の景色を見た際に本件緑地の中に建っている本件支線柱等を見て目障りに感じることにについて景観権が侵害されたと言っている点だけである。しかし、この程度のことが、法律上保護された利益にはあたらず、権利侵害とは言えないことは誰の目にも明らかである。

6 そうすると、処分庁が申立外会社に対し本件緑地に本件支線柱等を設置することを許可した本件処分によって本件緑地の周辺住民である審査請求人自身の権利ないし法律上の利益が、侵害され、あるいは、必然的に侵害されるおそれがあると主張するもののうち、認める余地のあるものはひとつもないということになるから、審査請求人には不服申立人適格がな

いというべきであり、本案についての審理判断をするまでもなく、本件審査請求は却下を免れないものと思料する。

#### 第4 結論

よって、本件審査請求はこれを却下されるのが相当と思料する。

継続費の逡次繰越しについて

令和 4 年度一般会計予算中、インクルーシブ公園改修事業及び史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業の継続費の支払残額を令和 5 年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年） 6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和4年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額		支出及び見込額	残額	翌年度繰越額	繰越金	左の財源の内訳			訳源
				予算上額	前年度繰越額					計	国支	特(県)支出金	
45	土木費	20 都市計画費 イ ンク ルー シ ン プ 公 園 改修事業	90,200,000	36,080,000	0	36,080,000	0	36,080,000	36,080,000	0	0	0	0
55	教育費	20 社会教育費 史跡大町駅築地口遺跡 崩落対策事業	260,000,000	193,000,000	0	193,000,000	87,855,000	105,145,000	44,278,000	32,067,000	28,800,000	0	0
計			350,200,000	229,080,000	0	229,080,000	87,855,000	141,225,000	80,358,000	32,067,000	28,800,000	0	0

繰越明許費について

令和4年度一般会計予算中、防災行政用無線傍受困難者対策事業、鎌倉芸術館給湯管改修事業、今泉さわやかセンターエレベーター修繕事業、(仮称)出産・子育て応援交付金支給事業、御成町在宅福祉サービスセンター外壁等修繕事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、植木剪定材受入事業場維持修繕事業、横断歩道橋維持修繕工事負担金(小袋谷歩道橋)、道路新設改良整備事業(市道047-044号線外)、橋りょう維持修繕事業(岩瀬下土腐1号橋外4橋)、(仮称)長谷3号緑地落石防護事業、短期的観光渋滞対策関連調査業務委託事業、高機能消防指令センター更新基本設計業務委託事業、消防車両購入事業(携帯型移動局無線装置)、消防車両購入事業(災害対応多目的車)、小学校保健特別対策事業、小学校教員用パソコン購入事業、中学校保健特別対策事業、中学校教員用パソコン購入事業及び鎌倉生涯学習センター吊物機構修繕事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年(2023年)6月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇

令和4年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	訳	
					既収入特定財源	未収入	支出金	地方債	特定	定	財				源
											国(県)	その他			
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	総務費	05 総務管理費	6,600,000	6,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600,000	円
10	総務費	05 総務管理費	6,367,000	6,367,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,367,000	円
15	民生費	05 社会福祉費	14,414,000	14,413,630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,413,630	円
15	民生費	10 児童福祉費	132,501,000	65,672,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,672,000	円
15	民生費	10 児童福祉費	57,460,000	54,505,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,505,000	円
20	衛生費	05 保健衛生費	347,588,000	313,301,150	0	285,107,290	0	0	0	0	0	0	0	28,193,860	円
20	衛生費	10 清掃費	30,000,000	30,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	円
45	土木費	10 道路橋りょう費	274,612,000	134,708,091	0	0	0	133,300,000	0	0	0	0	0	1,408,091	円

令和4年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源			内	財	源	一	般	財	源		
					既収入特定財源	未収入	支出金	地方債	定	債	所								の	他
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 (市道047-044号線外)	32,175,000	32,175,000	0	5,640,000	21,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,135,000	
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業 (岩瀬下土蔵1号橋外4橋)	19,184,000	19,184,000	0	1,867,000	14,800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517,000	
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)長谷3号緑地落石 防護事業	12,870,000	8,470,000	0	0	6,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,170,000	
45 土木費	20 都市計画費	短期的網光渋滞対策関連調査 業務委託事業	15,499,000	15,499,000	0	15,499,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
50 消防費	05 消防費	高機能消防指令センター更新 基本設計業務委託事業	7,336,000	7,336,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,336,000	
50 消防費	05 消防費	消防車両購入事業 (携帯型移動局無線装置)	3,111,000	3,110,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,110,800	
50 消防費	05 消防費	消防車両購入事業 (災害対応多目的車)	7,150,000	7,087,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,087,220	
55 教育費	10 小学校費	小学校保健特別対策事業	22,950,000	22,950,000	0	11,475,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,475,000	



令和4年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	訳	
					既収入特定財源	未収入		特定		財		源			
						国(県)支出金	地	方	債	所	の				他
55 教育費	10 小学校費	小学校教員用パソコン購入事業	2,763,000	2,738,269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,738,269
55 教育費	15 中学校費	中学校保健特別対策事業	12,150,000	12,150,000	0	6,075,000	0	0	0	0	0	0	0	0	6,075,000
55 教育費	15 中学校費	中学校教員用パソコン購入事業	9,207,000	9,207,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,207,000
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター 吊物機修繕事業	21,450,000	21,450,000	0	0	0	20,000,000	0	0	0	0	0	0	1,450,000
	計		1,035,387,000	786,924,160	0	325,663,290	195,800,000	0	0	0	0	0	0	0	265,460,870

事故繰越しについて

令和4年度一般会計予算中、津西二丁目先斜面本復旧事業、橋りょう維持修繕事業（市道012-000号線音無橋）、橋りょう維持修繕事業（市道010-036号線極楽寺橋）及び救急救命士気管挿管実習委託事業について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和5年（2023年）6月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和4年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内訳		支出負担 行為額	翌年 繰越額	財源				明 説	
				支出済額	支出未済額			既 定 財 源	の 財 源				一 般 財 源
									左 入 財 源	未 収 入 財 源	地 方 債		
45 土木費	10 道路橋りょう費	津西二丁目先斜面 本復旧事業	148,813,500	50,000,000	98,813,500	0	98,813,500	0	0	0	98,813,500	既設のモルタル吹付を撤去したところ、法面の中間が抉られ法面上部がオーバースパンしている状況と法面に亀裂が発生している状況が判明した。現状の地形では吹付法施工の施工ができません。また、このことから、法面上部の法面整形を掘削する必要がある。これらの作業に時間を要し、その結果、施工日数が増加したものの。	
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業 (市道012-000号線 音無橋)	78,901,900	23,870,000	55,031,900	0	55,031,900	0	15,408,000	39,200,000	423,900	断面修復(吹き付工法)の施工に際し、既設コンクリートを取壊したところ、鉄筋の破りが判明した。これにより吹付厚さを大きくする必要がある。施工数量が増加した。その結果、施工日数が増加したものの。	
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業 (市道010-036号線 極楽寺橋)	50,714,400	17,890,000	32,824,400	0	32,824,400	0	12,151,000	20,400,000	273,400	断面修復(吹き付工法)の施工に際し、既設コンクリートを取壊したところ、補強鉄筋が破断している状況が判明した。これにより新たに補強鉄筋を施工する必要がある。施工数量が増加した。その結果、施工日数が増加したものの。	

令和4年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の 内訳		支出負担 行爲額	翌年 繰越額	左の 財源				明 説	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	財源				一般財源
									未収入 国(県) 支出金	地方債	その他		
50	消防費	救急救命士気管挿管 実習委託事業	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	0	300,000	令和5年3月末までに30症例を完了させ、予定だった「救急救命士気管挿管実習委託」について、実習対象となる症例の患者が現れず24症例にとどまった。令和5年度に30症例を完了させたい。引き続き実習を行いたい。30症例の繰越を行うための。	
		計	278,729,800	91,760,000	186,969,800	0	186,969,800	0	27,559,000	59,600,000	99,810,800		

繰越額使用計画について

令和 4 年度下水道事業会計予算中、埋蔵文化財発掘調査業務委託等事業、公共下水道（雨水）築造事業（新川左岸第 3 排水区）、公共下水道（汚水）改築事業（由比ガ浜第 3 枝線外）、七里ガ浜ポンプ場 No. 1、2 ポンプ用インバータ等修繕事業、七里ガ浜浄化センター B 系汚水ポンプ用インバータ他修繕事業及び公共下水道（汚水）改築事業（西部圧送管）について、別紙計算書のとおり繰越しをした。

よって、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023 年）6 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和4年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たるたな印資産の 購入限度額	明 説
						国(県)支出金	地方 債	損益剰定留保等 資金			
1	資本的支出	1 建設改良費 埋蔵文化財発掘調査 業務委託等事業	80,850,000	0	80,850,000	0	0	80,850,000	0	0	計画水路の線形変更 による調査量及び出土 遺物量の増加に伴い、 その整理や報告書の作 成に時間を要すること となり、年度内に事業 を完了することが不可 能となったため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(雨水)築造事業 (新川左岸第3排水区)	15,000,000	0	15,000,000	0	0	15,000,000	0	0	下水道施設を埋設す る土地の利用上、早急 に実施する必要があ り、令和5年(2023年) 3月に架設したもので 、年度内に工事を完 了することが不可能と なったため。
1	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(汚水)改築事業 (由比ガ浜第3枝線外)	22,000,000	0	22,000,000	8,000,000	12,900,000	1,100,000	0	0	社会資本整備総合交 付金の追加配当に伴 い、2月補正で予算措 置したもので、年度内 に工事を完了すること が不可能となったた め。

令和4年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたなな即資産の購入限度額	説明	
						国(県)支出金	地方債	損益剰余金	留保等			不
1 下水道事業費用	1 営業費用	七里ガ浜ポンプ場No.1, 2ポンプ用インバータ等修繕事業	2,310,000	0	2,310,000	0	0	2,310,000	0	0	0	新型コロナウイルス等の影響により、部品の納期が、想定期間を大幅に越え、年度内に完了することが不可能となったため。
1 下水道事業費用	1 営業費用	七里ガ浜浄化センターB系汚水ポンプ用インバータ他修繕事業	11,220,000	0	11,220,000	0	0	11,220,000	0	0	0	新型コロナウイルス等の影響により、部品の納期が、想定期間を大幅に越え、年度内に完了することが不可能となったため。
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道(汚水)改築事業(西部圧送管)	283,959,500	0	283,959,500	0	269,700,000	14,259,500	0	0	0	当初の施工条件が変化し工法の検討及び調整が必要となり、年度内に完了することが不可能となったため。